

介護保険制度の施行準備の概要について

目 次

1 介護保険担当者会議の説明と今後の作業について	1
2 準備日程等について	6
3 平成12年度介護保険関係予算について	7
4 介護保険制度に関する広報の実施について	17
5 介護保険法施行令等の改正について	19
6 介護保険関係事務に係る広域化の状況について	70

介護保険制度実施推進本部

介護保険担当課長会議の説明と今後の作業について

チ　ー　ム	今　回　の　説　明　事　項　と　そ　れ　を　受　け　た　当　面　の　作　業	今　後　の　国　の　主　な　作　業　日　程
総 括 説 明	<p>① 準備日程等について → 今回提示する内容等を踏まえ、大詰めを迎えた施行準備に、漏れのないよう着実に取り組まれたい。</p> <p>② 平成12年度介護保険関係予算について</p> <p>③ 介護保険制度に関する広報の実施について → 今後国において集中的に行う広報の取組みも踏まえ、都道府県や市町村においても積極的に広報を実施されたい。</p> <p>④ 介護保険法施行令等の改正について</p> <p>⑤ 介護保険関係事務に係る広域化の状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成12年度介護保険関係予算案については、3月に予定されている高齢者保健福祉関係主管課長会議において実施要綱案をお示しし、追って協議書等の依頼を行う予定。 ○ 特に、3月に集中して広報を行う予定。

チ　ー　ム	今　回　の　説　明　事　項　と　そ　れ　を　受　け　た　当　面　の　作　業	今　後　の　国　の　主　な　作　業　日　程
市町村等事務 処理チーム	<p>① 平成12年度介護保険の保険者の予算編成について</p> <p>② 第1号保険料の算定基準について</p> <p>③ 介護保険条例参考例について → 今回お示しする内容を踏まえ、保険者の予算編成や第1号保険料の設定等の最終的な準備を進められたい。</p> <p>④ 基準該当事業者との個別契約書（参考例）について</p> <p>⑤ 介護給付費の算定等に係る届出から情報提供までの標準的スケジュール及び届出項目の一覧について</p> <p>⑥ 介護報酬情報システムについて → 今回お示しする内容を踏まえ、介護サービス提供事業者からの加算等の届出に関する事務についての準備を進められたい。</p> <p>⑦ 事業状況報告（介護保険関係統計）について</p> <p>⑧ サービス提供証明書等について</p>	

チ一ム	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の國の主な作業日程
要介護認定・ 介護支援チー ム	<p>① 適切な要介護認定の実施について → 今回お示しする内容を踏まえ、認定調査や審査判定についての状況把握を行い、適切な要介護認定の実施に取り組まれたい。</p> <p>② 施行直前段階における居宅サービス計画の作成等業務について → 今回お示しする内容を踏まえ、居宅サービス計画の作成スケジュールの周知、計画作成の勧奨、居宅介護支援事業者における給付管理業務ソフトウェアの導入、補習研修受講の勧奨等に配意されたい。</p> <p>③ 第3回介護支援専門員実務研修受講試験の試験範囲等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正式な試験範囲については新年度に「実施要綱」の改正でお示しする予定。
介護報酬チー ム	<p>① 介護報酬の設定等について</p> <p>② 居宅サービスに係る支給限度基準額について → 今回お示しする介護報酬等によって給付費や保険料水準が大きく変化するものではないが、あらためて級地区分毎の平均利用額等を踏まえたワークシートを送付したところであるので、保険料等について最終的な精査を行われたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険福祉審議会の答申を得て、2月10日前後に介護報酬告示等を公布予定。

チ　ー　ム	今　回　の　説　明　事　項　と　そ　れ　を　受　け　た　当　面　の　作　業	今　後　の　国　の　主　な　作　業　日　程
	<p>→ 居宅サービス計画の早期作成に配慮するとともに、介護サービス提供事業者からの届出等に係る事務を進められたい。</p>	
介護保険事業 計画・基盤整 備チーム	<p>① 低所得者利用者負担対策について ② 介護予防・生活支援対策について ③ 介護サービス適正実施指導事業について</p> <p>→ 今回お示しする内容について、取組みの準備を進めていただくとともに、市町村への周知を図られたい。</p> <p>④ 要介護者以外に対する介護保険サービス提供の可否について</p>	
国保連チーム	<p>① 国保連の介護保険事業関係業務に関する規約改正等について</p> <p>→ 今回お示しする内容について、管下の国保連に対する周知を図るとともに、規約をはじめとする諸規程の整備に関する指導及び給付費審査委員会委員の人選に当たっての調整等を図られたい。</p> <p>② 介護保険事業関係業務特別会計経理規則及び会計区分について</p>	

チ ー ム	今 回 の 説 明 事 項 と そ れ を 受 け た 当 面 の 作 業	今 後 の 国 の 主 な 作 業 日 程
	<p>→ 今回お示しする内容を踏まえて、管下の国保連に対する周知を図るとともに、国保連の平成12度予算編成に当たって適切に指導されたい。</p> <p>③ 国保連の苦情処理業務について</p> <p>→ 今回お示しする内容を踏まえて、管下の国保連に対する周知を図るとともに、国保連の苦情処理委員の選任や管下市町村との連携体制の整備、国保連の苦情処理業務に関する広報等に取り組まれたい。</p>	
保険料チーム	<p>① 国民健康保険における介護保険制度施行準備について</p> <p>→ 今回お示しする賦課限度額の取扱い、介護特別対策の内容について、市町村への周知を図られたい。</p> <p>② 健康保険における介護保険制度施行準備について</p> <p>→ 今回お示しする保険料率の上限の取扱い等について、関係者への周知を図られたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保税の賦課限度額については、本年3月に地方税法改正が行われる予定（国保料については今月21日に関係政令を公布）。 ○ 1月31日全国保険担当課長会議 ○ 2月1日全国国保担当課長会議

平成12年度介護保険関係予算（案）の概要

市町村等に対する介護保険法の円滑な施行に向けた取組み

介護給付費国庫負担金等

1 介護給付費負担金

0 → 758,903百万円

（内 容） 各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

2 調整交付金

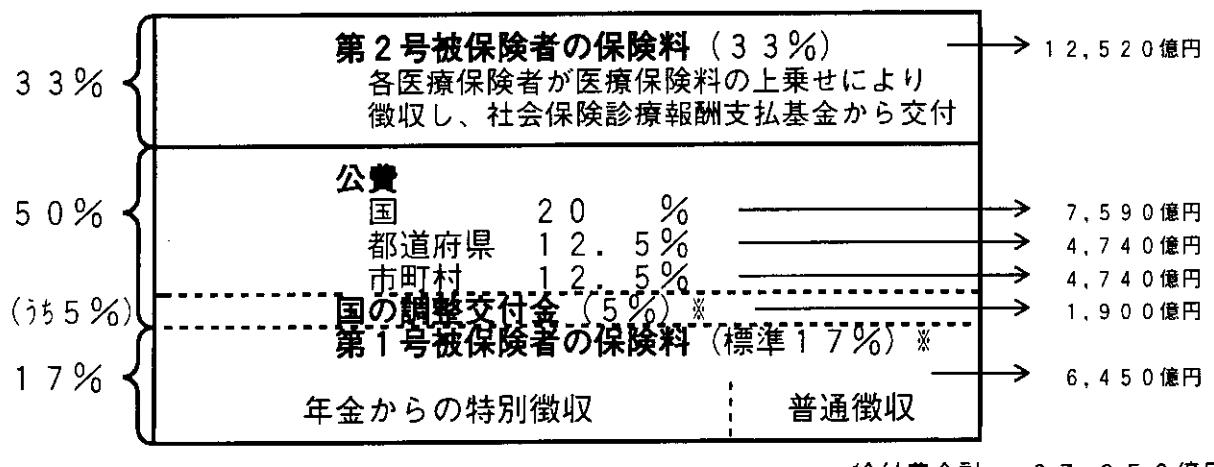
0 → 189,726百万円

（内 容） 各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。
(市町村間の後期高齢者の割合等に応じて調整)

（参考1）

総費用	42,960億円
利用者負担額	5,020億円
給付費	37,950億円
公費負担額	18,970億円
国庫負担	9,490億円
都道府県	4,740億円
市町村	4,740億円
1号負担額	6,450億円
2号負担額	12,520億円
国庫負担	2,880億円
保険料	9,640億円
（再掲） 国庫負担額	12,370億円

（参考2）市町村の介護保険財政について
【財源構成】（上乗せ給付や市町村特別給付は除く）



* 国費の5%分は、調整交付金として、後期高齢者の割合等による第1号保険料率の市町村間格差の調整のために充てる。このため、実際に個別の市町村に交付される割合は、各市町村によって異なる。

したがって、第1号被保険者の保険料も調整交付金の交付状況に応じて異なってくるものである。

* 計数はそれぞれ四捨五入（10億円単位）によっているため、合計において一致しない。

3 2号保険料国庫負担金

0 → 288, 256百万円

(内 容) 国民健康保険及び政府管掌健康保険の介護納付金にかかる国庫負担（補助）に要する所要額

(国庫負担（補助）率は老人医療費に対する国庫負担（補助）率と同様)

4 財政安定化基金負担金

0 → 22, 056百万円

(内 容) 都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその財源の3分の1を負担。

(実施主体) 都道府県

(補 助 率) 1／3 (負担割合：国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3 (第1号保険料))

5 要介護認定事務費交付金

11, 165 → 24, 666百万円

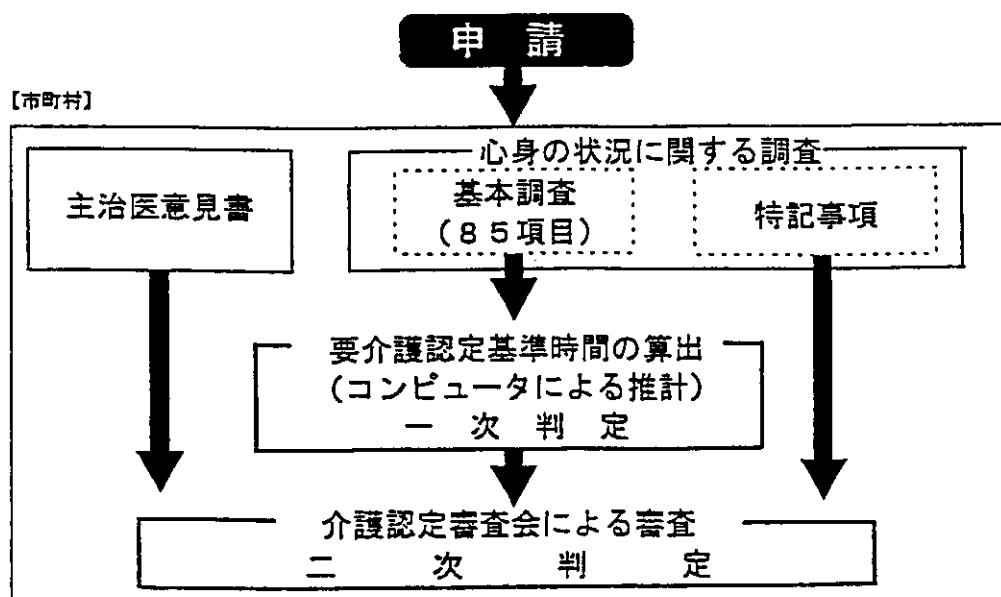
(内 容) 市町村が行う要介護認定・要支援認定の事務処理に要する費用の交付

(認定調査費、主治医意見書作成料、介護認定審査会委員手当、認定結果通知書作成費等)

(実施主体) 市町村

(補 助 率) 1／2 (国：1/2、市町村1/2)

(参 考) 要介護認定事務の流れ



6 介護保険制度施行経費

149 → 1,446百万円

(事業内容) 制度施行を円滑に行うため、各種事業等に対し、補助を行う。

- ・介護保険審査会運営経費
- ・介護情報等提供経費
- ・国保連の苦情処理体制整備助成経費 等

(実施主体) 都道府県

(補 助 率) 1/2 (国:1/2、都道府県1/2)

(参考) 国保連の苦情処理体制整備助成経費

介護サービスに関する苦情処理業務に係る費用について、国保連に対して都道府県が助成した額の2分の1を国が補助することとし、約25億円(事業費ベース)を計上している。

具体的な交付基準等については詳細検討中であり、成案を得次第お示しする予定。

○予定している主な対象経費の内容

報酬(弁護士、苦情処理委員、調査員)、給料(担当職員)、旅費、需用費、役務費等

7 認定調査員等研修事業

335 → 408百万円

(内 容)

(1) 認定調査員研修事業 (継続)

認定調査員に対し、認定調査の手法、調査の留意点等の研修を実施することにより、認定調査事務の円滑かつ適正化を図る。

(2) 認定審査会委員研修事業 (継続)

介護認定審査会委員に対し、要介護認定の仕組み、認定調査の内容等についての研修を実施し、円滑かつ適切な審査を実施する。

(3) 主治医研修事業 (新規)

要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載が適切に行われるよう、主治医を対象に、要介護認定の仕組み、主治医意見書の記載方法等について研修を実施する。

(4) 介護支援専門員養成研修事業 (継続)

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する介護支援専門員を養成するための研修を実施する。

(5) 介護支援専門員現任研修事業 (新規)

制度運営の要である介護支援専門員に対して、実務研修修了後においても、定期的に現任研修を行い、介護支援専門員の資質の向上を図る。

(実施主体) 都道府県

(補 助 率) 1/2 (国1/2、都道府県1/2)

介護保険制度の実施に必要な職員の増員（地方財政計画）

介護保険制度の実施に必要な職員については、平成10年度より地方財政計画上、計画的な増員が図られているところであるが、平成12年度においては5,070人（都道府県分233人、市町村分4,837人）の増員を行うこととされている。

なお、介護保険制度の実施により老人福祉措置に関わる事務が減少するため、これにかかる職員の減員を行うこととされている。

	H10	H11	H12	合計
介護保険関係職員の増員数	1,140	8,004	5,070	14,214
都道府県分	94	221	233	548
市町村分	1,046	7,783	4,837	13,666
老人福祉措置に係る減員分			▲3,004	▲3,004
都道府県分				
市町村分			▲3,004	▲3,004

平成12年度老人保健福祉関係予算（案）の概要

平成11年12月24日

－ 老人保健福祉局 －

老人保健福祉局計上経費（11'予算額）（12'予算額（案））
3兆1,810億円 → 3兆1,474億円

I ゴールドプラン21の策定

各地方公共団体の介護保険事業計画を踏まえ、平成12年度を初年度とする新たなプランを策定し、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図る。

1 プランの基本方向

（基本的な目標）

- I 活力ある高齢者像の構築
- II 高齢者の尊厳の確保と自立支援
- III 支え合う地域社会の形成
- IV 利用者から信頼される介護サービスの確立

2 今後取り組むべき具体的施策

- (1) 介護サービス基盤の整備
～「いつでもどこでも介護サービス」～
- (2) 痴呆性高齢者支援対策の推進
～「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」～
- (3) 元気高齢者づくり対策の推進
～「ヤング・オールド作戦」の推進～
- (4) 地域生活支援体制の整備
～「支え合うあたたかな地域づくり」～
- (5) 利用者保護と信頼できる介護サービスの育成
～「安心して選べるサービスづくり」～
- (6) 高齢者の保健福祉を支える社会的基礎の確立
～「保健福祉を支える基礎づくり」～

(12' 予算額(案))

II 介護給付費国庫負担金等

1兆2, 912億円

1 介護給付費負担金等 9, 486億円

(1) 介護給付費負担金 7, 589億円

- ・各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担

(2) 調整交付金 1, 897億円

- ・各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担（各市町村間の後期高齢者割合等に応じて配分）

2 財政安定化基金負担金 221億円

- ・都道府県が設置する財政安定化基金に必要な経費の3分の1を国が負担

3 要介護認定事務費交付金 247億円

- ・市町村が行う要介護認定・要支援認定の事務処理に要する費用の交付

(12' 予算額(案))

III 介護保険法の円滑な実施のための対策

644億円

1 低所得者の利用者負担の軽減 141億円

- ・低所得世帯で法施行時にホームヘルプサービスを利用していた高齢者等に対する利用者負担の軽減等

2 家族介護支援対策 100億円

- ・家族介護用品の支給、家族介護者交流事業、家族介護教室の開催事業等の実施

3 介護予防・生活支援事業等	403億円
(1) 介護予防・生活支援事業	367億円
・要介護認定で制度の対象外となった高齢者を含めた在宅高齢者に対する介護予防・生活支援・生きがい対策等の総合的な実施	
(2) 訪問介護員の資質向上等	36億円
・介護保険制度下における訪問介護員の資質向上及び適切な介護サービス選択のための市場環境整備に係る事業の実施	

(12' 予算額(案))

IV 介護サービス基盤の整備等の推進 2,269億円

1 特別養護老人ホーム、老人保健施設、痴呆性老人グループホーム等の整備	1,322億円
-------------------------------------	---------

	(12' 整備量)	(11' 2次補正)
・特別養護老人ホーム	10,000人分	(5,000人分)
・老人保健施設	7,000人分	(4,000人分)
・介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	5,000人分	(1,500人分)
・高齢者生活福祉センター	200か所	(200か所)
・短期入所生活介護 (ショートステイ)	6,000人分	(2,000人分)
・通所介護(デイサービス)	1,200か所	(100か所)
・痴呆性老人グループホーム	500か所	(200か所)
・訪問看護事業所 (訪問看護ステーション)	1,000か所	-

2 特別養護老人ホームの整備形態の多様化の促進等

- 特別養護老人ホームにおいて、グループケアユニット型の施設を整備する場合に、国庫補助基準面積を拡大する。

34.13 m² → 38.0 m²

(注) いくつかの居室や共用スペースを一つの生活単位として整備し、家庭的な環境の中で、少人数ごとに遭遇する形態。

- 高齢者生活福祉センターにおいても、併設するデイサービスセンターとは独立した食堂等が整備できるよう、国庫補助基準面積を拡大する。 $29.5 \text{ m}^2 \rightarrow 35.0 \text{ m}^2$

- ケアハウスの整備促進を図るため、最低定員を引き下げる。

	<現行>	<改正後>
(単独型)	30名	→ 20名
(併設型)	15名	→ 10名

3 在宅福祉事業の実施 226億円

- (1) 在宅介護支援センター運営事業費 204億円
 - ・介護保険の対象外者に対する介護予防、生活支援サービスの調整・実施等機能の見直し
- (2) 高齢者生活福祉センター運営事業費 15億円
 - ・生活援助員の増員等機能強化の実施
- (3) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員 派遣事業 4億円
 - ・生活援助員の配置を民間の高齢者向け優良賃貸住宅に拡大
- (4) 離島等における訪問介護員養成事業費 1億円
 - ・訪問介護員（ホームヘルパー）の供給が困難な離島、山間、へき地等において訪問介護員養成研修事業を実施

(12' 予算額(案))

V 高齢者の健康づくり施策等の推進 351億円

○ 老人保健対策の推進 308億円

- (1) 老人保健事業の計画的な推進
 - ・健康度評価事業（ヘルスアセスメント）の実施
 - ・個別健康教育の実施
- (2) 地域リハビリテーション支援体制の推進

VI 老人保健制度の改革

(12' 予算額(案))

(老人医療の給付等)

1兆9, 543億円)

○ 老人の患者負担等の見直し(平成12年7月施行)

(1) 老人の患者負担の見直し

- ・老人に係る薬剤一部負担については廃止
- ・老人の一部負担については以下のとおり

① 外来

(現行)

530円／日(月4回まで)

(改正後)

病院：定率1割負担制(200床未満=上限3,000円／月、
200床以上=上限5,000円／月)とする

診療所：定額制(800円×4回／月)と定率1割負担制(上限
3,000円／月)との選択制

② 入院

(現行)

1,200円／日(低所得者かつ老齢福祉年金受給者500円／日)

(改正後)

定率1割負担制(上限は、高額療養費の多数該当と同様：一般
37,200円、低所得者24,600円、低所得者かつ老齢
福祉年金受給者15,000円)

(2) 入院時食事療養費の見直し

- ・家計の食費の変化を踏まえた入院時食事療養費に係る標準負担額の見直し

・一般 760円／日 → 780円／日

※ 低所得者については、現行どおり

参 考

今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）

○ 平成16年度における介護サービス提供量

各地方公共団体が作成する介護保険事業計画における介護サービス見込量の集計等を踏まえ、平成16年度における介護サービス提供の見込量は下記のとおりである。

(訪問系サービス)

区分	(新G P目標) 平成11年度	平成16年度
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	一 17万人	225百万時間 (35万人)*
訪問看護 訪問看護ステーション	一 5,000か所	44百万時間 (9,900か所)*

(通所系サービス)

通所介護(デイサービス)／ 通所リハビリテーション(デイ・ケア)	一 1.7万か所	105百万回* (2.6万か所)
-------------------------------------	-------------	---------------------

(短期入所(ショートステイ)系サービス)

短期入所生活介護／ 短期入所療養介護	一 6万人分 (ショートステイ専用床)	4,785千週 (9.6万人分) (短期入所生活介護専用床)
-----------------------	---------------------------	---------------------------------------

(施設系サービス)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	29万人分	36万人分
介護老人保健施設	28万人分	29.7万人分

(生活支援系サービス)

痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性老人グループホーム)	一	3,200か所
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	10万人分	10.5万人分
高齢者生活福祉センター	400か所	1,800か所

注1：平成16年度()の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。

注2：介護療養型医療施設については、療養型病床群等の中から申請を受けて、都道府県知事が指定を行うこととなる。

介護保険制度に関する集中的な広報の実施について

平成12年4月を目前に控え、国においては、介護保険法を円滑に実施するための特別対策の内容も盛り込んだ一般国民向け広報を幅広くかつ集中的に実施することとしている。

各市区町村においても、介護保険制度に対する住民の理解が得られるよう、引き続き積極的な広報活動を実施して頂きたい。また、各都道府県でも市区町村への指導とともに、十分な広報を実施されるようお願いする。

◆国における今後の広報展開

(2000.1.21 現在)

1 各種媒体を活用した広報

媒 体		時 期	備 考
新 聞	○スポーツ新聞広告 ○一般紙広告 ○「Japan Medicine」での広告	3月中旬～下旬 3月下旬 3月	主要各紙に数回掲載 全国紙・地方紙・ブロック紙 発行：(株)じほう
雑 誌	○一般誌、女性誌、情報誌等 (タレントを起用したカラー刷り)	3月中旬～下旬	25誌程度に掲載
テ レ ビ	○UHF放送局：政府広報番組 ○30秒CM ○15秒CM ○NHK文字放送 ○CSチャンネルでの30秒CM	2/26放送 3月上旬～下旬 3月 2/1～2/10 3月	UHF13局での1h特番 } いずれもタレントを起用し } 全国70局程度で放映 NHKとJR山手線10両目 朝日ニュース、チャンネルNECO
ラジオ	○メイコのいきいきモーニング ○暮らしのマイク ○スポットCM ※予定	3/19、3/26放送 3/20放送 未定	TBS系列 ラジオたんぱ
定 期 刊行物	○広報通信【連載】 ○月刊「厚生」【巻頭特集】	10月号～3月号 3月号	Q&A方式で連載中